

年金に関する手続き

A

公的年金の手続き (遺族年金・寡婦年金・ 死亡一時金の請求)

手続きの説明

年金加入中や60歳以上で年金を受給していない方がお亡くなりになった時は、下記、受付窓口にお電話してください。お手続きと必要書類の案内があります。お亡くなりになった方の年金加入歴や、ご遺族との関係により、遺族年金・寡婦年金・死亡一時金が支給される可能性があります。

申請書等

- お電話した際、ご案内があります。

持ち物

- お電話した際、ご案内があります。

受付窓口

- 日本年金機構大田年金事務所
またはご遺族の住所地の年金事務所
- 国民年金係 3階 12番窓口
(国民年金第1号のみの加入者)

期 限

- 遺族年金または寡婦年金
お亡くなりになった日から5年以内
- 死亡一時金
お亡くなりになった日から2年以内

〈問い合わせ先〉
日本年金機構 大田年金事務所 ☎03-3733-4141
大田区南蒲田二丁目16番1号 テクノポートカマタセンター
ビル3階
国保年金課国民年金係 ☎03-5744-1214

B

未支給年金の請求

手続きの説明

年金を受給していた方がお亡くなりになった時は、下記、受付窓口にお電話してください。お亡くなりになった方とご遺族との関係により、未支給年金が支給される可能性があります。

未支給年金を受け取れるご遺族

年金を受けていた方がお亡くなりになった当時、その方と生計を同じくしていた、

- (1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母
(6)兄弟姉妹 (7)その他(1)～(6)以外の3親等内の親族
未支給年金を受け取れる順位もこのとおりです。

申請書等

- お電話した際、ご案内があります。

持ち物

- お電話した際、ご案内があります。

受付窓口

- 日本年金機構大田年金事務所
またはご遺族の住所地の年金事務所

期 限

- お亡くなりになった日から5年以内

〈問い合わせ先〉
日本年金機構 大田年金事務所 ☎03-3733-4141
大田区南蒲田二丁目16番1号 テクノポートカマタセンター
ビル3階



年金相談に関する一般的なお問い合わせ

「ねんきんダイヤル」0570-05-1165(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
(東京)03-6700-1165(一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
※お問い合わせの際には、基礎年金番号または年金証書番号をお知らせください。